

7番 林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

今、地球は喘いでいます。米国カリフォルニア州ロサンゼルス近郊の山火事、世界最大かつ最古の氷山の一部崩落、海洋酸性化の浸潤。次から次へと地球温暖化進行による事象が発生しています。

町は、「2050年二酸化炭素排出量ゼロ」を表明し、エネルギーの地消地産を掲げています。町には自然資源が豊富で再生可能エネルギーの導入に大きな可能性があります。さらに、現時点で、わかる町の一年間のエネルギー収支で、町外に流出している購入費用として合計約14億円ありますが、市場としての可能性は高いです。

私は、賛成の立場から提案します。この一回の一般質問で解明されるとは思いません。今回は、大筋での共通認識に立てれば良いと考えます。

政策推進課主催の昨年11月と今年1月に開催された再生可能エネルギーの講習会に参加して学び、また、岩手日報の報道を受け、私個人の思いを発言します。

町の再生可能エネルギーの取組を進めるカギは「推進体

制の構築」です。町では、新電力会社の設立を想定しているようではありますが、小水力発電事業者との協議、協賛する町内事業者等への説明、理解を深める。そして何よりも町民の理解が必要です。その上で、出資者を募り、私の仮称ですが「いわいずみ町民電力株式会社」を立ち上げることとなるものと思われまます。

これには、設立の目的を明確にすること。さらに、町の関与も明確にすることだと考えます。それらを、定款にしっかり書き込むことで、深まるものであり、具体的に上げて見れば、「住宅・公共施設への電力の安定供給」「安定利益で地元雇用確保」「町財政への補てん等」は必須だと考えます。

それでは、（仮称）いわいずみ町民電力株式会社は何に取り組むか。一端を上げてみれば、住宅・民間事業所・公共施設等に太陽光発電システムの導入、農地・営農ソーラーシェアリング等々です。

再生可能エネルギーの地消地産で、足腰の強い地域経済の構築、地元雇用の創出、災害時の強靱さの向上、そして、持続可能な町づくりへとつながると考えます。諸々述べましたが、町長の所見を伺います。

先の、2月6日の本会議において6年度一般会計9号補正予算が可決され、町内消費購買拡大事業としてプレミアム付き商品券の発行が決まりました。使用期間は、令和7年7月から同年12月までの予定です。私はこれを歓迎し、前回（令和6年第4回）定例会一般質問の物価高騰の部分を読み返しました。その項には、「12月に予定されている食品の値上げは628品目、年明け以降も約500品目の見通し」とありました。私は、この数字について、最新の情報を帝国データバンクの2025年春先までの値上げ傾向で確認しました。そこには、食品主要195社の価格改定動向調査があり、195社における1月から4月にかけての飲食料品の値上げ予定は3933品目となっていました。この数字は、物価高騰の予想・傾向をはるかに上回るもので、この大波が当町も襲っているのだなと実感しました。

プレミアム付き商品券発行は、町民の消費を下支えし、併せて町内商店事業者等での消費購買を促し、地域経済の活性化を図るものです。継続的な発行が必要だと考えます。

ここで提言いたします。今般の補正による事業に加え

て、さらに一年間を通して使えるようにする。そのことにより、予算額も膨らむ訳ですが、臨時交付金で足りない時は一般財源から補てんする。このような考えはないか、町長の所見を伺います。

本席からの質問は以上です。

7番 林崎 竟次郎 議員の御質問にお答えします。

はじめに、再生可能エネルギーの取組についてであります。地域新電力は、エネルギーの地消地産や、地域内経済循環による雇用創出に寄与し、持続可能な町づくりへつながる大きな柱になり得ると認識しており、この取組を前に進めるにあたっては、町民の皆様の十分な理解を得ることが、非常に大事なことでと考えております。

何を指すのかという基本目標や、町への利益や貢献、経済的な波及効果などについて、説明を尽くす必要がありますので、令和7年度は、様々な機会を捉え、町民の皆様を始め、町議会や事業者の皆様に対して、丁寧に分かりやすい説明を行い、取組の意義や効果について、広く共有してまいりたいと存じます。

地域新電力の設立に向けては、現在、検討を進めているところではありますが、提言いただいた設立の目的や取組の内容を含め、検討委員会などを立ち上げ、具体的な方針や計画を策定しながら取り組んでまいりたいと考え

ております。

次に、プレミアム付き商品券の発行についてですが、議員御案内のとおり、本事業は、物価高騰の影響を受けている町民に対し、消費を下支えし、併せて町内商店事業者等での消費購買を促し、地域経済の活性化を図るため、物価高騰に係る国の臨時交付金を活用し、新年度に実施することとしております。

本事業は、これまでも町内の経済状況等を踏まえ実施してまいりましたが、議員から提言のありました6か月を超える事業期間とした場合、資金決済に関する法律の適用可否の関係から、登録免許税の納付や東北財務局への登録・届出など、クリアすべきハードルが非常に高く、相当の手間と時間を要し、即応性に乏しいことから、本町のみならず、他の団体等においても、6か月間以内の期間設定をしているものと承知しております。

また、本事業につきましては、これまでも、社会経済の停滞から広く消費を促す必要がある場合、また、財源確保の観点から国の経済対策と呼応しながら実施してい

るものであり、現時点においては、一般財源からの補填は想定しておりませんので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で答弁を終わります。